

# 一般社団法人猪苗代青年会議所 運営規程

## 第1章 目 的

第1条 この規程は、一般社団法人 猪苗代青年会議所(以下「本会」という)が、その目的を容易ならしめるため組織・運営等に関する必要な事項を規定するものである。

## 第2章 役員の仕事

第2条 本会の役員は定款に定める事項の他、次の仕事を有する。

### (1) 理事長

- ①本会の代表理事として対外的な発言をし、全ての業務の総括責任をもつ。
- ②公益社団法人日本青年会議所総会・地区協議会・ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会の有する表決権の行使及び意見発表を行う。

### (2) 直前理事長

- ①毎回理事会に出席し、意見を求められたときは理事長経験を生かし、業務その他について必要な発言をする。
- ②五役会議の場合は議決権を有する。

### (3) 副理事長

- ①理事長と連絡を密にし、常に意見の調整と統一をはかり、本会の円滑な運営のため一体となって努力する。
- ②各々分掌の委員会を統括して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整をはかる。

### (4) 専務理事

理事長および副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をはかり、本会の運営並びに対外的な活動のために一体となって努力する。

### (5) 理事

- ①理事は本会の目的達成のために、例会・事業を企画・検討・実施し、かつその成果を確認し、事業等終了後 2 か月以内に事業報告書を五役会議開催 2 日前までに担当副理事長を経て、理事長に提出する。
- ②各理事の職務分掌に疑義が生じた場合は、理事会の決定に従う。

### (6) 監事

- ①監事は本会の業務及び財産状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を提出しなければならない。また、監事は他の業務を兼任することができない。
- ②毎回理事会に出席し、必要があると認める時には、意見を述べなければならない。
- ③五役会議の場合は議決権を有する。

### 第3章 出 席

第3条 正会員の出席義務の履行については、年間実質出席率の最低限界を30%とする。実質出席率とは総会並びに例会及び事業、役員の場合は五役会議、理事会、新入会員の場合はオリエンテーションの出席率も含む。

なお、集計はアテンダンス表で行う。

2. 全ての会合に置いて欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず届出ること。

3. 下記の会合に申出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて報告書の受理されたときに出席率を算出する。

なお、数日間に亘って開催される会合は1回として扱う。

(1) JCI 諸会議

(2) 全国会員大会・各地区会員大会・各ブロック大会

(3) 各地青年会議所の承認伝承式及び記念大会

(4) 福島ブロック協議会事業

(5) 各地青年会議所事業

4. 病気（要医師の診断書）及び海外出張等、やむを得ぬ事由により長期間にわたり出席不可能な場合は、理事会の承認を得て当該年度は休会することができる。なお、休会届けが理事会で承認された日より休会扱いとする。

5. 青年会議所関係の公務のために予め届出て業務・委員会に欠席した場合は出席したものとする。ただし、理事会を欠席した場合は公務欠席とする。

6. 正会員はすべて会合に出席する際には、正装にてJCバッジを佩用(はいよう)しなければならない。ただし、クールビズ期間の会合で上衣を使用しない場合はこの限りではない。

### 第4章 例会・理事会・五役会議

第4条 例会は原則として毎月第三火曜日に開催する。ただし、明確な理由のあるときは変更することを妨げない。

例会の運営については、理事会の承認を得なければならない

第5条 理事会は原則として毎月第一火曜日に開催する。ただし、やむを得ない理由のあるときは変更することを妨げない。

第6条 本会は、理事会及び委員会の円滑な運営を目的として五役会議を置く。

第7条 五役会議は、理事会及び委員会の円滑な運営を目的として設置する。

2. 五役会議は理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長で構成する。

3. 五役会議は理事会前に必ず開催するものとし、原則として毎月最終の火曜日に開催する。ただし、やむを得ない理由のあるときは変更することを妨げない。

## 第5章 委員会

第8条 定款第49条に基づき、本会の目的達成に必要な委員会を設置する。

第9条 委員会は委員長1名、副委員長及び委員によって構成し、必要に応じて幹事を置くことができる。

2. 委員長・副委員長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3. 委員は正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

第10条 委員会出席率は各委員会で算出する。

## 第6章 室・特別委員会

第11条 定款第51条に基づき、室・特別委員会を置くことができる。

第12条 室は室長1名及び委員をもって構成する。

2. 特別委員会は委員長、副委員長各1名及び委員をもって構成する。

3. 委員長・副委員長・室長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4. 委員は正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

## 改 廃

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2013年 3月12日 制定

2017年 5月 2日 改正